

## 防犯ブザーの実効性の確保について

### 1 経緯と取組状況

子どもが犯罪に巻き込まれる事件が相次いで発生したことを受け、警察庁は、子どもが携帯する防犯ブザーの性能基準を定め、これに適合した製品の普及促進を図るため、文部科学省、経済産業省、(財)全国防犯協会連合会、(社)日本PTA全国協議会、(社)電池工業会に呼び掛けて、平成18年3月16日、検討会議を発足させた。

さらに、警察庁はこの取組みを「子ども安全安心加速化プラン」(平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承)において政府全体の取組みとして明確に位置付けるとともに、上記検討会議における具体的検討を鋭意進めてきたところである。

### 2 防犯ブザーの性能基準の作成

検討会議により検討してきた実効性ある防犯ブザーの性能基準については、(社)電池工業会が工業会規格として作成し、11月30日開催の検討会議で了承された。

その主な内容は次のとおりである。

- |        |  |
|--------|--|
| 音色     | ・高い周波数と低い周波数を繰り返す変動周期を持つこと。              |
| 音量     | ・音量は85dB以上とすること。                         |
| 連続吹鳴時間 | ・連続して吹鳴させた場合に、表示音量の90%以上の音量が20分間以上保てること。 |
| 操作性    | ・引き紐あるいは押しボタン等の操作は児童が容易に操作できること。         |

### 3 実効性ある防犯ブザーの普及方策

2の性能基準を満足した防犯ブザーを普及させるため、検討会議メンバーにより各種活動を行う。

(財)全国防犯協会連合会では、規格を満足した防犯ブザーを推奨して消費者に実効性ある防犯ブザーを分かり易く示す。

また、文部科学省、(社)日本PTA全国協議会では、この取組みを全国の教育委員会、学校、PTA等に紹介する。

警察庁をはじめとした検討会議メンバーは、他メンバーの普及活動の支援と機会を捉えた広報活動を実施して、実効性ある防犯ブザーの普及に努める。